

広島県告示第十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の結果を次のとおり認証した。

平成二十年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称

廿日市市

二 調査を行った期間

平成十三年六月から平成十五年三月まで

三 成果の名称

廿日市市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

廿日市市飯山の一部

五 認証年月日

平成十九年十二月二十七日